

電子公証制度に対する要望書

行政書士有志による市民生活サポート協議会

平成13年4月1日より電子署名法が施行され、平成14年1月15日からは、公証役場における電子公証制度¹がスタートしました。同制度は、それまでの紙ベースでの公証制度からインターネット及び電磁的記録媒体を利用することにより、ドッグイヤーと呼ばれるほどの各種技術の進歩の早さに容易かつ迅速に対応できるものであり、時代の流れに合致したものであると、高く評価できます。

また、同制度は、商業登記に基づく電子認証制度を基礎においた電子証明書利用であるため、囑託人が会社・法人の代表者、支配人等に限定されておりましたが、本年3月1日より、個人囑託人に対応する電子公証制度²もスタートし、法人に限らず、指定された特定認証機関から電子証明書の発行を受けさえすれば、個人であっても同制度を利用できることとなり、より一層同制度の使い勝手が良くなりました。

私たち行政書士は、許認可業務の場面において、官公署への電子申請の最先端に立つと同時に、行政書士法に定められた「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成代理の場面においても、公証制度をもっともよく利用する国家資格者であるため、電子公証制度のスタートを強く支持する立場であります。

しかしながら、現状の電子公証制度は、会社・法人のみならず、一般市民の立場から見た場合、未だ使い勝手及び制度そのものについて、より一層の改善の余地があると見受けられます。そこで私たち「行政書士有志による市民生活サポート協議会」³は、関係諸機関に対し、以下の点について早急に改善されるよう要望する次第です。

(1) 電子公証制度を利用できる認証局を増やすこと

現行電子公証制度では、会社・法人においては電子認証登記所発行の「法人代表者電子証明書」、個人においては㈱日本認証サービス⁴発行の電子証明書⁵のみが囑託人電子証明書として認められているだけです。しかしながら、電子

署名法により特定認証業務の認定を受けた電子証明書を発行する認証機関は既に20余あり、(株)日本認証サービスもこれらの中の認証機関の一つに過ぎず、他の認証機関との間に優劣があるとは認められません。公証人による公証制度は、その性格から言って、ある特定の民間会社のみを利するものであってはならないはずです。私たちは、特定認証業務の認定を受けた電子証明書を発行するいずれの認証機関の電子証明書も、早急に利用できるよう適切な対策を要望いたします。

(2) 指定公証人を増やすこと

現在電子公証制度を扱える指定公証人は、33公証役場に56人しかおらず、しかも18都道府県のみ⁶です。また、電子定款認証に際しては、収入印紙代4万円が不要になります⁷ので、地域によって4万円が必要な所とそうでない所があるという地域間格差が生じている実態は、制度の不備が国民に不利益を押しつけているとも言えます。私たちは公証制度の趣旨に鑑みて、早急にこのような事態を改善するため、電子公証制度を扱える公証役場及び指定公証人を増やすことを要望します。

(3) 公証人法を改正し、電磁的定款認証手続きを全国どこの公証役場でも行えるようにすること。

現在、会社設立時の定款認証手続きは、公証人法により、その会社の本店所在地を管轄する法務局または地方法務局所属の公証人のみが行い扱えることになっております。しかし、インターネット社会、電子社会の利点の一つは地域間格差がなくなるというものであり、また電子署名を施すことにより、文書の内容の真実性、文書送信者が間違いなく本人であるということも、十分担保できるものとなっており、現在の公証人法における、会社の本店所在地を管轄する法務局又は地方法務局所属の公証人のみが定款を認証できるという規定は、電子社会にそぐわないものとなっております。電子公証制度を受けられる地域が限定されているという現状と併せて考えると、この点も早急に法改正を行い、全国どこの公証役場であっても、一律に電磁的定款認証手続きを受けられるようにし、国民全員があまねく電子公証制度のサービスを受けられるよう早急に改善されることを要望いたします。

(4) 電子署名に利用できる署名ソフトを限定しないこと

現在の電子署名に利用できる署名プラグインソフトは、特定会社のソフト⁸のみとなっております。そのため、需要が特定の民間会社に集中し、特定の民間会社のみが利を得、なおかつ入手までに時間がかかるという事態が生じています。公証制度の趣旨から言って、このような現状が好ましいものではないことは言うまでもありません。そこで全国一律に国民があまねく電子公証制度のサービスを受けられるようにするために、特定の民間会社のソフトに限定されず、複数の会社のソフトが使える、なおかつ現在法務省がオンライン申請システム用に無償で配布している電子署名プラグインソフトをも利用できるように、制度を改善されることを要望いたします。

(5) 行政書士電子証明書を、代理人電子証明書として認定すること

行政書士は、弁護士以外で、代理人として「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成できる唯一の国家資格者であり、同時に会社設立時の定款作成代理及び公証役場において認証を受ける業務を代理人として行える唯一の国家資格者であります⁹。行政書士法の趣旨から言って、業として定款作成代理及び公証役場において定款の認証を受ける業務を代理人として行う者は、行政書士以外には想定できません。そのため、個人嘱託人として電子公証制度をもっとも利用することが予想されるのは行政書士のみです。ところが、現在の電子公証制度において利用できる電子証明書は(株)日本認証サービス発行の電子証明書のみであり、同社の電子証明書は、国家資格者という属性を証明する構造とはなっておりません。行政書士は、日本商工会議所認証局発行の電子証明書¹⁰を所持しており、同証明書は、日本行政書士会連合会と連携し、行政書士本人にしか発行されず、同証明書を所持していることは、すなわち所持者自身が真実に行政書士であることを証明していることとなります。このような観点から、行政書士電子証明書を、電子公証制度において使える電子証明書とすることは、何ら不都合なことではなく、むしろ無資格者が業として定款作成代理、嘱託代理を受けるといった違法性を排除できるという利点もあります。現行の電子公証制度においては、国家資格者による代理システムが想定されておりませんが、法の趣旨及び制度の使い勝手向上の面から言っても、早急に代理システムを組み込むべきであり、その端緒として行政書士電子証明書を、代理人電子証明書として認定すべく対処されるよう要望いたします。

平成16年 7月 5日

行政書士有志による市民生活サポート協議会

会長 行政書士 加藤清正

(代筆)事務局 行政書士 音丸一哉

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-23-4

アーバンクルーザー204

TEL.092-483-5648 FAX.092-483-5649

e-mail:otomaru-k@gyosei.or.jp

*1 電子公証制度スタート!! (日本公証人連合会HP)

<http://www.koshonin.gr.jp/TOPICS/topics11.htm>

*2 誰でも電子公証制度が利用できるようになりました (日本公証人連合会HP)

<http://www.koshonin.gr.jp/TOPICS/topics20.htm>

*3 行政書士有志による市民生活サポート協議会HP

<http://www.g-lawyer.info/>

*4 (株)日本認証サービスHP

<http://www.jcsinc.co.jp/>

*5 AccreditedSignパブリックサービス2

http://www.jcsinc.co.jp/service/a_sign.html#public

*6 日本公証人連合会HP

<http://www.koshonin.gr.jp/TOPICS/topics11.htm>

*7 日本公証人連合会HP

<http://www.koshonin.gr.jp/TOPICS/topics20.htm>

*8 署名プラグインTYPE-J (日立製作所HP)

<http://www.hitachi.co.jp/Prod/comp/app/pki/>

*9 行政書士による定款代理作成事例

<http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Bull/8189/>

*10 行政書士用電子証明書タイプ1-G

<http://ca.jcci.or.jp/bcs1/bcs1g/index.html>